

【中小法人・個人事業者のための】

持続化給付金

じぞくかきゅうふきん

▲「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください!
 持続化給付金の手続きを装って、市区町村や経済産業省などの名を語り
 個人情報を搾取しようとする詐欺が発生しています。
 もしかして詐欺?不安になったら **最寄りの警察署** か **#9110** にご連絡を!

〇〇

MENU

持続化給付金とは

- ▶ 制度内容
- ▶ 対象者要件
- ▶ スケジュール

申請・受取について

- ▶ 申請方法・必要書類
- ▶ 給付金受取方法
- ▶ 電子申請の操作について
- ▶ 申請情報を修正する (マイページ)

申請サポート会場

- ▶ 申請サポート会場とは

よくあるご質問

- ▶ 申請について
- ▶ 電子申請について
- ▶ 給付金の受け取りについて
- ▶ 給付金の対象者について
- ▶ 申請サポート会場について

閉じる

申請する

ページ
トップへ

持続化給付金とは ▼

申請・受取について ▼

申請サポート会場 ▼

よくあるご質問 ▼

重要なお知らせ

- | | |
|-----------|---|
| 2020年5月1日 | 電子申請の受付を開始しました
～電子申請は、今後より一層利便性が向上します～ |
| 2020年5月1日 | <u>「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください</u> |

新着情報

- | | |
|-----------|---|
| 2020年5月1日 | 持続化給付金申請要領（申請ガイドス）
中小法人等向け/個人事業者等向け 5月1日版を公開しました |
| 2020年5月1日 | 「持続化給付金」ホームページを公開しました |

事業目的・概要

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

誰が申請できるの？

資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を対象とします。

また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

どうやって申請するの？

お手元に証拠書類等をそろえ、パソコンやスマートフォンなどから電子申請を行ってください。ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設する予定です。

閉じる

申請する

ページ
トップへ

持続化給付金とは

どのくらいの金額が受け取れるの？

申請・受取について

申請サポート会場

よくあるご質問

法人は200万円まで、個人事業者は100万円までを給付します。

※ただし、昨年1年間の売上から減少分が上限です。

■給付額の算定方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

※金額は10万円単位。10万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

いつ申請できるの？

ただいま申請を受け付けています。

給付金の申請期間は令和2年5月1日（金）から令和3年1月15日（金）までとなります。電

子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日（金）の24時までとなります。

資料はこちら

みなさまへ

▶ 持続化給付金申請要領における

主な修正点（PDF）

更新日：2020年5月1日

中小法人等のみなさまはこちら

▶ 中小法人等

持続化給付金申請要領
（申請のガイダンス）（PDF）

更新日：2020年5月1日

▶ 中小法人等

持続化給付金申請規程（PDF）

更新日：2020年5月1日

▶ 中小法人等

持続化給付金給付規程（PDF）

更新日：2020年5月1日

個人事業者等のみなさまはこちら

閉じる

申請する

個人事業者等

個人事業者等

持続化給付金申請規程（PDF）

ページ
トップへ

<p>持続化給付金申請要領 (申請のガイドンス) (PDF) 持続化給付金更新日: 2020年5月1日 申請・受取について</p>	<p>更新日: 2020年5月1日</p>
<p>個人事業者等 持続化給付金給付規程 (PDF) 更新日: 2020年5月1日</p>	<p>申請サポート会場</p> <p>よくあるご質問</p>

お問い合わせ・相談窓口

持続化給付金事業 コールセンター

申請受付開始と同時に多くのお問い合わせをいただいております。ただ今電話がつながりにくくなっております。ご不便をおかけいたしますが、しばらくたってからおかけ直してください。

コールセンターへのお問い合わせに際しましては、必ず本サイトに掲載されている、「よくあるご質問」その他各種お手続きに伴う手引き等をご確認頂いたうえでのお問い合わせをお願いいたします。コールセンターの混雑緩和にご理解・ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

LINEで質問



スマートフォンからはこちら

0120-115-570

03-6831-0613

(通話料がかかります)

【5月・6月】

全日 8:30~19:00

【7月】

日曜日~金曜日 8:30~19:00 (土祝日を除く)

【8月以降】

日曜日~金曜日 8:30~17:00 (土祝日を除く)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

[ページトップへ](#)

申請する

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [ご利用にあたって](#)

[閉じる](#)

中小企業・個人事業者向けに持続化給付金事務事業
を託先: 日本経済団体連合会(経団連) 推進協議会

申請する

[ページ
トップへ](#)